

I 予防計画のポイント

<計画改定の趣旨>

■新型コロナに関する取組みを踏まえ、改正感染症法(R4.12公布)により、次の感染症の危機に備えるため、以下の点を見直し

①保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させ、「平時」からの対策と「有事」の対応を明確化

②医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について数値目標を設定（協定締結により実行性を担保）

PDCAサイクルに基づく
平時からの取組みの推進

<計画開始期間> 令和6年度～（国の基本指針は6年（医療提供体制等は3年）ごとに再検討を加え、必要時に変更）

II 新型コロナ対応の課題



【参考】協定締結に関するスケジュール

○令和5年6月～11月 検査措置協定、医療措置協定、宿泊施設確保措置協定に向けた事前調査・協議を実施
○9月以降 協定協議が整った医療機関等から協定を締結（順次）

○令和6年3月末 感染症予防計画の改定と協定締結を完了の上、HPに協定締結医療機関を公表

大阪府感染症予防計画(素案)の主な項目と取組み

府等：府及び保健所設置市（保健所が含まれる場合もあります）

